

科目番号	科目名	配当年次	授業形態	単位	担当教員
K202	民法入門 / 法学入門Ⅱ	2年	講義	2	吉良貴之
授業概要 民法を中心とし、まちづくりとのかかわりをはじめとするさまざまな法律問題を各論的にとりあげ、身近で具体的なテーマを通して「法」の理解を深める。とくに、具体的な「まち」のなかで生活していくにあたっての民法のあり方・使い方に焦点をあてる。日々の経済活動や人間関係のなかの法律問題を考えていくとともに、快適な「まちづくり」のためにどのように法律を主体的に「使って」いくかという点を意識する。前期の「法学入門」の発展科目であるため引き続きの履修が望ましいが、未履修の受講生にも十分に配慮した内容とする（「法学入門」の履修後に履修することも可能）。					
到達目標(学習の成果) <ul style="list-style-type: none"> ● 現代社会で問題になっているテーマに多く触れることで、法的な課題設定方法および解決方法について、具体的な問題意識を身につけること。(DP3) ● 法律以外の専門科目を学ぶにあたって、法的なものの考え方を応用し、多面的な理解ができるようになるための基礎を身につけてほしい。 					
授業計画					
回	表題	学修内容			
1	民事法的なものの考え方	民事法学の基本的な考え方を学び、本講義の目標を理解する。「法学入門Ⅰ」の復習も兼ねる。			
2	法と経済	市場のルールとしての法のあり方を理解し、グローバル化する国際社会における経済活動にとっての法の意味について考える。			
3	総則	「民法総則」と呼ばれる分野について、基本的な用語や考え方を確認する。特に民事法的な権利の主体とは何か、ということについて、具体例をもとに考える。			
4	債権総論	「債権」について、総論分野を扱う。特に多数当事者間の債権・債務関係について、日常的に問題になりうる点(連帯保証など)について理解を深める。			
5	債権各論(1) 契約(1)	「契約」に関わる民法の基本的な仕組みについて理解する。最初は不動産契約など、身近な例を素材にすることで考えを深める。			
6	債権各論(2) 契約(2)	引き続き、「契約」に関わる民法の基本的な仕組みについて理解する。消費者問題の考え方や、具体的な対応方法を身につける。			
7	債権各論(3) 不法行為(1)	民事紛争の基本的な解決方法である損害賠償について、さまざまな具体的なケースを素材にして基本的な考え方を理解する。			
8	債権各論(4) 不法行為(2)	引き続き、民事紛争の基本的な解決方法である損害賠償について、さまざまな具体的なケースを素材にして基本的な考え方を理解する。			
9	物権	「物権」の基本的な用語や考え方を確認し、特に「所有権」のあり方について具体例をもとに理解を深める。			
10	家族と相続(1)	民法のうち、家族法分野の基本的な仕組みを理解する。			
11	家族と相続(2)	2010年以降の家族法分野の主要な立法、裁判例を取り上げ、変わりゆく家族像に法がどのように対応しようとしているのかを理解する。			
12	民法とまちづくり(1)	都市計画や住宅問題など、まちづくりにかかわる民法問題を取り上げ、「シティライフ」における法律の意味を考える。			
13	民法とまちづくり(2)	交通にかかわる法律問題を通じて、まちづくりと交通の問題を考える。海外を含むさまざまな都市の取り組みと比較しつつ、地元の問題意識を育む。			
14	民法とコミュニティ	人々が他者とともに生活を営む場としてのコミュニティ(共同体)のあり方と、法との関係を考える。地元商店街の復興など、身近なテーマを通して理解を深める。			
15	「まちづくり」としての私的自治へ	民事法的な「私的自治」の考え方を「まちづくり」に生かしていくにはどうしたらよいかを考え、「自分たちでルールを作る」ことの重要性を理解する。			

準備学修(授業外の自己学修)

教科書・参考書の該当箇所をよく予習・復習すること。法律や判例についての知識はとくに前提としないが、さまざまな社会問題を事例にして講義を進めるので、毎日のニュースにこまめに目を通し、自分たちの身近にどのような問題があるかについて意識しておいてほしい。

成績評価の方法・基準(%表記)

毎回、講義の終わりに 5 分程度の時間をとって小テストを行う(講義で扱った基本的な知識を問うもの。30%)。学期末には試験またはレポートを実施し、自分なりの問題関心に応じて、法的なものの考え方を使いこなせるかどうかを問う(70%)。

観点	S	A	B	C
授業で扱った法制度の内容を、身近な問題との関連で理解できているかどうか。	十分に理解し、多様な問題へと応用できる。	十分に理解し、他の科目との関連を意識できる。	授業範囲全般について一定の理解ができている。	授業内容の最低限の理解ができている。
基本的な法的概念、法制度の理解のもとに、取り組むべき課題を明確にできるかどうか。	十分に理解し、独自の課題設定へと応用できる。	法的な課題設定方法について十分に理解できている。	授業で扱った事例に即して課題設定を理解できる。	法的な課題設定法の最低限の理解ができている。
設定した課題について、具体的にどのような取り組みが可能かを法制度に即して考えることができるかどうか。	十分に理解し、独自の解決法へと応用できる。	法的な課題解決方法について十分に理解できている。	授業で扱った事例に即して課題解決を理解できる。	法的な課題解決法の最低限の理解ができている。

教科書

池田真朗『民法はおもしろい』(講談社[講談社現代新書]、2012年、821円)

参考書等

池田真朗『スタートライン債権法』(日本評論社、2017年、2592円)

道垣内弘人『リーガルベイス 民法入門』(日本経済新聞出版社、3780円)

※ 民法(特に債権法)を扱っているものであれば古い版のものや古書でも差し支えない。また、これ以外にも、民法の基本的な教科書であれば読みやすいものを各自で選んでもらってかまわない。

ほか、講義中に関係するものを指示する。また、毎回、参考資料の配布またはスライド上映を行う。

履修上の注意・学修支援

疑問点がある場合は、授業中や終了後、オフィスアワーなど、いつでも気軽に質問・相談してください。メールでの質問も受け付けます。また、教員ウェブサイト(<http://jj57010.web.fc2.com>)に授業資料をUPするので、学習に役立ててください。